

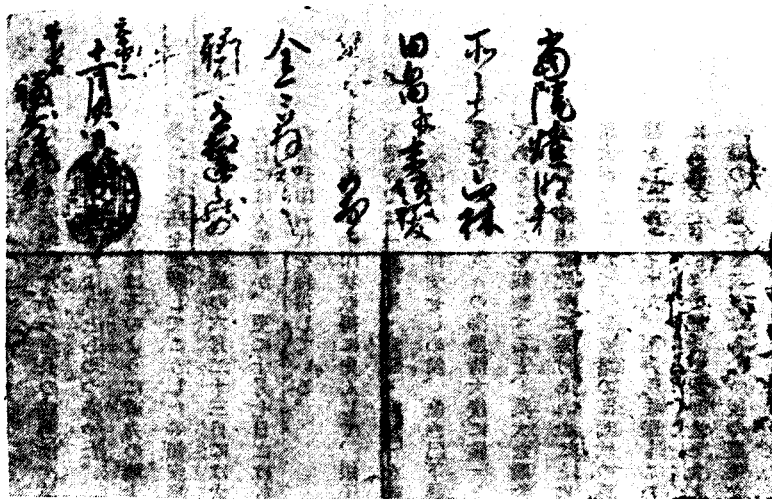
谷村一太郎  
蒐集

中世文書(追録)

解説 荻野三七彦

前号（第57集）に「中世文書」を掲載したが、その後、谷村敬介氏より更に文書一通の寄贈を受けた。これは織田信長文書として貴重なものである故、改めて荻野先生に解説を請い、追録として茲に掲載する。

（山口 修）



織田信長印判状

(元龜3年11月28日) 29.5×46.0cm

織田信長印判状（折紙）

二九・五  
四六・〇（cm）

當院燈明料」所々散在山林」田島并末坊被官」等  
之事、如前々」全可被存知之、」聊不可有相違之  
状如」件、

元龜三  
十一月廿八日信長（朱印）○馬蹄形・印文  
「天下布武」

愛宕

福寿院御房

本状は嵯峨の愛宕神社あきたの福寿院にあてて発給した信長の折紙の印判状である。愛宕の神は火防せ神として、また修験道信仰では太郎坊天狗として、信仰があつて全国的愛宕講としての庶民信仰に支えられた。一方では勝軍地蔵を祀ることによる武家信仰も篤かった。本状では同社福寿院の燈明料所その他を信長が安堵（保証）したものである。つまり信長の権力による保証の確約を証明した文書である。

元龜三年（一五七二）は信長三十九歳の時であつて未だ美濃在国時代ながら信長の威勢は次第に京都へ浸透して早くも定着しようとしつつあつた。

京都の大寺院はそのように威力の増大しつゝあつた信長の将来性を信頼してこうした寺領安堵の文書を競つて申請した。この歳の六月二十三日には大徳寺が、九月十九日には天竜寺が、更に十月七日には妙心寺が、各安堵の信長印判状を獲得している。

大徳寺は朱印状取得に先んじて、銀子百兩の献金を、天竜寺では「菓子箱・舟皿・室盆」を贈つた。信長からの返信には「拝受せしめ候、塗色目下尋常にあらず、自愛せしめ候、度々の御懇情大慶に候」との謝意が特記してあるところを観察すると、莫大な贈物をした成果として寺側の願望は充分に遂げられたことは明らかである。諸大寺はこうして寺領安堵の印判状の獲得に積極的な活躍をしたのであつた。福寿院住職もこの印判状一紙を手に入れるために多分懸命の活動をしたに相違ない。僅か一通の文書にも並ばならぬ背後の複雑な歴史がかくれている。これを裏返せば豊富な資料が、一通の文書によつ

て探求し得るといふことになるのである。

次に古文書学上の知見をいささか述べよう。この文書は勿論信長自筆ではない。彼の自筆は極めて稀であつて現存通数は僅かに五指にも満たない。

信長の印章は三種あつたが、印文はすべて「天下布武」であつて、初期には楕円形、次いで楕円形の下部を切り取つた馬蹄形であつて、その改印の時期は永祿十三年（一五七〇）三月二十二日の曇華院文書を第二種印の初見とする。従つて本文書に見える印章が第二印であることによつて文書の真偽の真实性は充分に確認出来る。次に折紙を発給するに際して、まず最初に料紙を二つ折りにしたので、朱印の朱肉が右方の袖に付着して朱色を今にとどめている（参照）。こうした行為の偶然の結果は素直な人間の仕業である。作為ならぬそのことが一段と本文書の信憑性を高揚せしめて、疑いを一掃する。

信長は同一印章を朱印・黒印の二様に使い分けたので、朱印状・黒印状なども称するが、その分類の基準を何処に置いたであらうか。朱印が黒印に優り、書札礼上より考えて、黒印は薄礼の印であるところまでは従来

より考えられてきたことであるが、ここから先は私の新考である。信長は所領の安堵・宛行あてぎの他に禁制など、いわば彼の「指令」には必ず朱印を使用している。それに対して黒印は礼状のような私信の類の文書に主として捺したが、感状は朱・黒両様であるところから考察すると、その区別は正確には断定は出来ない。なおこの点は今後の問題であらう。因みに本文書は学界未知の新出の資料である。

（一九八〇・一〇・六）